

「再生材料を使用した建築用製品」

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

建築に使われるボード類、屋根材料、床材料(畳)、エクステリア材(プラスチックデッキ材)、インテリア材(壁紙、障子紙、襖紙)、左官材料、塗装材、ルーフィング材、断熱材、吸音材料およびセメントなどの製品は、原料として天然資源や枯渇性資源を利用しており、自然環境への影響や持続的発展を妨げるなどの問題を有する。

一方、増大する廃棄物の発生量については、その発生を抑制することが第一であるが、それとともに廃棄物などを原料として、有効利用を進めることが大切となっている。とりわけ建設廃材などは「建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律」(建設資材リサイクル法)の制定もあり、切実に検討することが求められている。

従って、これらの廃棄物からの再生材料を使用する製品は、廃棄物減量および自然保護の双方の観点から環境保全への寄与が大きいと言える。

本商品類型では、資源採取段階のみでなく、製造工程や使用段階、廃棄段階などのライフサイクル全体を通じて環境側面に配慮した建築用製品を採り上げた。

2. 対象

(1) ボード

日本工業規格「木質系セメント板」JIS A 5404、「パルプセメント板」JIS A 5414、「スレート・木毛セメント積層板」JIS A 5426、「繊維強化セメント板」JIS A 5430、「ロックウールシーリング板」JIS A 5451、「せっこうボード製品」JIS A 6901に該当するボード類およびそれらを用いた製品。

(2) 屋根材料・床材料(畳)

「粘土がわら」JIS A 5208、「厚形スレート」JIS A 5402、「住宅屋根用化粧スレート」JIS A 5423、「稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床」JIS A 5901、「畳」JIS A 5902、「建材畳床」JIS A 5914に該当する屋根材料・床材料およびそれらを用いた製品。

(3) エクステリア材(プラスチックデッキ材)・インテリア材(壁紙、障子紙、襖紙)

「プラスチックデッキ材」JIS A 5721、「壁紙」JIS A 6921、「障子紙」JIS S 3102、「襖紙」に該当するエクステリア・インテリア材およびそれらを用いた製品。

(4) 左官材料・塗装材

「せっこうプaster」JIS A 6904、「建築用仕上塗材」JIS A 6909、「仕上塗材用下地調整塗材」JIS A 6916、「一般用さび止めペイント」JIS K 5621に該当する左官材料・塗装材およびそれらを用いた製品。

(5) ルーフィング材

「屋根用塗膜防水材」JIS A 6021、「住宅用プラスチック系防湿フィルム」JIS A 6930、「アスファルトルーフィングフェルト」JIS A 6005、「網状アスファルトルーフィング」JIS A 6012、「あなあきアスファルトルーフィングフェルト」JIS A 6023、「ストレッチアスファルトルーフィングフェルト」JIS A 6022、「改質アスファルトルーフィングシート」JIS A 6013、「合成高分子系ルーフィングシート」JIS A 6008に該当するルーフィング材。

(6) 断熱材・吸音材料

「吸音材料」JIS A 6301、「人造鉱物繊維保温材」JIS A 9504、「無機多孔質保温材」JIS A 9510、「発泡プラスチック保温材」JIS A 9511、「住宅用人造鉱物繊維断熱材」JIS A 9521、「吹込み用繊維質断熱材」JIS A 9523、「吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材」JIS A 9526に該当する断熱材・吸音材料およびそれらを用いた製品。

(7) セメント

「高炉セメント」JIS R 5211、「フライアッシュセメント」JIS R 5213、「ポルトランドセメント」JIS R 5210の品質を満たすセメント。

(8) その他の建材

上記(1)～(7)のJIS分野に該当しない製品で、再生材料を使用した建築用製品であり、以下の要件を全て満たすもの。ただし、中間製品は除く。

建築基準法の「用語の定義、第2条、一、建築物」を構成する製品。ただし、建築設備は除く。

製品が継続して20年以上使用されるもの。

製品の品質について、工業会規格もしくは自社規格があるもの。

3. 用語の定義

再生材料：ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料またはそれらの混合物で以下に定義されるもの。さらに、下記の定義の間伐材、小径材、未利用木材、高炉スラグ、石炭灰およびアスファルトなどの副産物や汚泥類も、本商品類では再生材料として含むものとする。

リサイクル：マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。

ポストコンシューマ材料：製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。

プレコンシューマ材料：製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

プラスチック：単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。

処方構成成分：製品に特性を付与する目的で意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

木材：商品類型No. 115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」に規定される、間伐材・小径材、廃木材、建築解体材、低位利用木材および商品類型No. 111「木材等を使用したボード」に規定される、再・未利用木材をさす。

間伐材・小径材：人工林で産出される末口径14cm未満の間伐材・小径材の素材(丸太)。

廃木材：使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（製材工場などから発生する端材など）などの木材および木質材料。

建築解体材：解体された建築物から産出された木材および木質材料。

低位利用木材：林地残材、かん木などの木材および木質材料。樹皮などを含む。

再・未利用木材：合板・製材工場残材、建築解体材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・小径木（間伐材を含む）などの植物繊維。

ただし、もみがら、稲わらなどの木材以外の植物繊維を含む。

古紙：市中回収古紙および産業古紙。

市中回収古紙：店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

産業古紙：原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。

古紙配合率：製品として使用する全繊維原料（パルプ＋古紙＋購入古紙パルプ）中の古紙投入量の割合。

すなわち

$$\text{古紙配合率} = (\text{古紙} + \text{購入古紙パルプ}) / \text{全繊維原料}$$

とし、古紙は風乾重量、パルプは含水率10%の重量とする。

陶磁器屑・焼却灰：陶磁器屑および都市ごみ焼却灰

建築廃材：建築物の施工・解体に伴う廃棄物

汚泥類：製紙スラッジ、アルミスラッジおよび磨き砂汚泥下水道汚泥、上水道汚泥および湖沼などの汚泥で、建設汚泥を含まない。

基準配合量：製品を造るに必要な全原料（添加剤などの副原料および粘土や樹脂、セメントなどの結合材を含む）に対する再生材料の使用割合（重量%）。

すなわち、

$$\text{基準配合量} = \text{当該再生材料} / \text{当該原料}$$

である。

ここで、水分を含むものにあつては乾燥重量を用い、焼成品にあつては焼成により燃焼減量する重量は除いて算出した値とする。

ただし、セメントやせっこうを用いる製品にあつては、当該原料として混練水を含め、これにより求めた値とする。すなわち、

$$\text{基準配合量} = \text{当該再生材料} / \text{混練水を含めた当該原料}$$

となる。

4．認定の基準

4-1. 環境に関する共通認定基準

(1) 原料として、用語の定義に言う「再生材料」であつて、別表1などに定めた材料のいずれか、または複合使用していること。

ただし、金属材料および段ボールは再生材料として扱わない。

(2) 製品中に使用する、上記再生材料の割合は、製品重量全体で50%以上使用していること。

また、複数の原料区分にまたがって原料を使用する場合、原料の使用量が製品全体で20%以上のものについては、当該材料について、別表1に定められた配合量以上を使用したものであること。

ただし、ガラス再生軽量骨材を用いた製品は、以下の計算式によって得られる値が0.5以上であること。

$$\text{計算式：} \frac{(\text{ガラス再生軽量骨材の} \quad (\text{ガラス再生軽量} \\ 1.7/ \text{単位容積質量}) \quad \times \quad \text{骨材の重量}) \quad + \quad (\text{他の再生材料の重量})}{(\text{製品重量})}$$

有効数字：小数点以下2桁（3桁目を四捨五入）

(3) 製造にあつて、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(4) 焼成などの熱処理を伴う製造工程においては、CO₂排出量に配慮していること。

(5) 建築物の施工時および使用時に、製品は重金属など有害物質の溶出がないこと。

有害物質の溶出については、土壌汚染に係る環境基準〔平成3年8月23日、環境庁告示第46号〕を満たすこと。ただし、焼成品および溶融処理をした再生材料を用いる常温加工品についての溶出基準で対象とする物質は、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンの6種とする。

(6) 建築物の施工時、使用時および解体時に製品は摩耗などにより、カドミウム、鉛、

砒素、水銀などの有害な物質を含む粉体の発生がないこと。

- (7) 施工、使用、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、当該製品を使用した建築物の所有者に配布すること。なお、マニュアルには、以下の内容についての記載があること。

認定基準 4 - 1 (1), (5), (6)に関する情報（詳細については、問い合わせも可であることを明記する）

建築物の施工・使用に関する製品情報

建築物の解体・廃棄に関する製品情報

製品のリサイクルに関する情報

マニュアルの保存（建築物の解体、廃棄、製品のリサイクルまでマニュアルを保存することを明記すること）

- (8) 包装をする製品にあっては、省資源化、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。包装資材などに金属を用いるものには、廃棄時にリサイクルが容易なように、分離・分別の設計がなされていること。

4-2. 材料に関する共通認定基準

本項目は製品全体の20%以上使用している再生材料に関して適用する。

ただし、(10), (11)および(13)に関しては製品に対しても適用する。

A. プラスチック

- (9) 製品は有害化学物質を含まないこと。具体的には、商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の「4. 認定基準 4-1. (3)および(4)項」(添付資料1参照)の要求を満たすこと。

- (10) 製品は、ハロゲンを含むポリマを処方構成成分として添加していないこと。

- (11) 発泡樹脂は、別表2に掲げる特定フロン(CFC5種)、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(HCFC)を使用しないこと。

- (12) プラスチックが使用された製品にあっては、廃棄時にリサイクルのルートが確立しており、製品中プラスチック部分の70%以上が回収され、回収されたプラスチックの60%以上がマテリアルリサイクルされることが確かであること。また、回収されたプラスチックの残りの部分については、エネルギー(電力など)回収での利用がなされること。

ただし、20年以上継続して使用される製品には、この条項は適用しない。

B. 木材、稲わら

- (13) 防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤を使用する製品にあっては、(社)日本木材保存協会の認定を受けていること。ただし、クロムおよびヒ素を含む薬剤、ピレスロイド系薬剤は使用のないこと。

- (14) 屋内用品にあっては、製品製造時にトルエン、キシレンの使用がなく、材料から発生するホルムアルデヒド放出量が平均値で0.3mg/リットル以下かつ最大値で0.4mg/リットル以下であること。

C. 紙、金属、ゴム、陶磁器屑、焼却灰、汚泥類、高炉スラグ、鉄鋼スラグ、石膏、ロックウール、アスファルト

材料に関する共通認定基準なし。

D. ガラスカレット、ガラスウール

- (15) ガラス・コンクリート混和の無焼成品は、アルカリ骨材反応抑制対策(平成14年8月国土交通省)に準じ、アルカリ骨材反応の抑制対策を実施していること。ガラスを混和後に焼成、コーティングなどの無害化処理を施し、無焼成品に利用する製品は、

無害化試験不要とする。

(16) ガラスカレットは、エッジレス処理（溶融化、角とり）をすること。

4-3. 環境に関する個別認定基準

E. ボード

(17) 使用後さらにリサイクルできること。または、異種材料間の分離（芯材、壁紙、樹脂系コーティングなど）が容易な配慮がなされていること。

F. 屋根材料・床材料（畳）

(18) 畳床については、畳表の交換ができるなどの長期使用を可能とする工夫がされていること。

(19) 使用後さらにリサイクルできること。または、異種材料間の分離（芯材、樹脂系コーティングなど）が容易な配慮がなされていること。

G. エクステリア材（プラスチックデッキ材）

環境に関する個別認定基準なし

H. インテリア材（壁紙、障子紙、襖紙）

(20) 使用後さらにリサイクルできること。または、異種材料間の分離が容易な配慮がなされていること。

I. 左官材・塗装材

(21) 防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤を使用する製品にあっては、クロムおよびヒ素を含む薬剤、ピレスロイド系薬剤は使用しないこと。

(22) 塗装材にあっては、溶剤として芳香族炭化水素化合物（シンナー、トルエン、キシレンなど）を使用していないこと。また、光化学反応性がこれらの芳香族炭化水素化合物と同等もしくはそれ以上の物質を使用していないこと。

(23) 塗装材にあっては、顔料として鉛、カドミウム、クロムなどを含む有害物質の使用がないこと。

(24) 発泡樹脂は、別表2に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

(25) 塗装材にあっては、当該容器などの処理困難物を回収するシステムを有すること。

J. ルーフィング材

(26) 製品にアスベストを含まないこと。

K. 断熱材・吸音材料

(27) 発泡樹脂は、別表2に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

(28) 製品中にアスベストを含まないこと。

(29) 建築物の解体に際して、異種材料間の分離が容易な配慮がなされていること。

L. セメント

(30) コンクリートの解体時にさらにセメント材料や骨材などとしてリサイクルできること。

M. その他の建材

(31) 製品が継続して20年以上使用されること。

- (32) 使用後さらに骨材などとしてリサイクル使用ができること。または、排出、廃棄が通常の製品と同等に容易であること。
複合の材料によるものについては、異種材料間の分離（芯材、樹脂系コーティングなど）が容易な配慮がなされていること。

4-4. 品質に関する基準

- (33) 品質については、該当するJIS規格などに適合していること。
また、対象物を加工した製品にあっては、該当するISO、JIS、工業会規格などに適合していること。
- (34) 稲わら床畳については、品質および形状・寸法は、JIS A 5901に適合していること。JIS表示のない場合には、全日本畳組合連合会の認定工場で製造され、かつ、証紙が貼られること。
- (35) 断熱材については、品質および形状・寸法は、該当するJISの基準に適合し、かつ、各工業会の定める施工法を守っていること。
- (36) セメントについては、製品中に含有する全アルカリ成分、塩化物量および、三酸化硫黄が以下の数値を満たすこと。
- ・全アルカリ成分 0.75%以下
 - ・塩化物量 0.1%以下
 - ＊ただし、無筋コンクリート分野などに使用されるものは1.5%以下
 - ＊また、製品の包装袋に使用分野に関する条件（無筋コンクリート分野もしくは鉄筋コンクリート分野）を記載すること
 - ・三酸化硫黄 10%以下
- (37) その他の建材においては、該当する工業会規格もしくは、自社規格によって品質が管理されたものであること。また、製造段階における品質管理が十分になされていること。

5. 認定基準への適合の証明方法

各基準への適合を証明する付属証明書を、申込者の有印（社印または代表者印）文書として提出すること。ただし、申込者以外が発行する証明書については原本の写し（複写物）でよい。

また、以下の項目に述べる第三者機関による証明とは、申込者や製品供給者および原材料供給者と利害関係を有しない試験機関（民間の試験機関を含む）による証明を指す。

なお、商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち4-1.(1)、4-2.(9)、4-4.(33)、および4-4.(37)の証明方法は、付属証明書に必要事項ならびに既認定商品と変更が無い旨を宣言することで証明に代えることができる。

5-1. 「4-1. 環境に関する共通認定基準」の証明方法

- (1) については、再生材料回収事業者の発行する原料証明書を添付すること。
- (2) については、申込者は、製品総重量、再生材料重量および再生材料以外の材料重量をそれぞれ明記し、再生材料および再生材料以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を記載すること。
ガラス再生軽量骨材を用いた製品については、計算式に基づく計算書を添付すること。
- (3) については、工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去5年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。
- (4) については、焼成品の製造時の平均的な製品トン当たりのCO₂発生量（原料の前処理段階を除いて、且つ天然原料を使用する場合と異なる部分に限定しての比較

- でよい)を、再生材料を使わない焼成品の場合と対比して提示すること。
- (5)については、第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。
ただし、金属および紙に関しては試験対象から除外する。
- (6)については、第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。
ただし、金属および紙に関しては試験対象から除外する。
- (7)については、製品の取扱い説明書(原稿段階でも可)を提出すること。
- (8)については、付属証明書に使用している包装材の材質を記載すること。ただし、包装をしない製品については、この項目は適用しない。
また、金属を用いるものによっては、分離・分別が容易であることがわかる設計書や説明書などを提出すること。

5-2. 「4-2.材料に関する共通認定基準」の証明方法

A. プラスチック

- (9)については、製品供給者および原材料供給者による証明書、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただしすべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として使用していない場合、その化学物質については、製品供給者および原材料供給者による使用のないことの証明書でも可とする。
- (10)については、申込者が使用のないことを付属証明書に記載すること。
- (11)製造時に発泡剤を使用しないことの自己証明書、または、発泡剤を使用している場合は、その物質名を明記した書類を提出すること。
- (12)については、廃棄時に回収とリサイクルまたは20年以上の継続使用が確実になされることを示す証明書などを提出すること。また、契約更新時に、その実績を提出すること。

B. 木材、稲わら

- (13)については、防蟻剤、防腐剤、防カビ剤および防虫剤などの使用を具体的に説明記述すること。防腐剤などを使用している場合、薬剤使用理由および薬剤が(社)日本木材保存協会で認定を受けていることの証明書を提出すること。
- (14)については、JISまたはJASに定める試験結果を提出すること。

C. 紙、金属、ゴム、陶磁器屑、焼却灰、汚泥類、高炉スラグ、鉄鋼スラグ、石炭灰、石膏、ロックウール、アスファルト 個別認定基準なし。

D. ガラスカレット、グラスウール

- (15)については、ガラス・コンクリート混和の無焼成品はアルカリ骨材反応抑制対策に準じ、JIS A 1145(化学法)、JIS A 1146(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート付属書7、8)によるアルカリ骨材反応の確認・抑制対策に関する無害化試験の結果、抑制対策の説明書などを提出すること。ガラスを混和後に焼成、コーティングなど無害化処理を施し、無焼成品に利用する製品は、エコマーク商品認定・使用申込書にその旨説明記述すること。ガラス・コンクリート混和を行っていない製品は、エコマーク商品認定・使用申込書にその旨記載すること。
- (16)ガラスカレットの処理方法を説明する書類を提出すること。

5-3. 「4-3.環境に関する個別認定基準」の証明方法

E. ボード

(17)については、申込者は、分離・分別の仕方およびリサイクルの可否について説明する書類を提出すること。

F.屋根材料・床材料

(18)については、申込者の証明書を提出すること。

(19)については、申込者は、分離・分別の仕方およびリサイクルの可否について説明する書類を提出すること。

G.エクステリア材

環境に関する個別認定基準なし

H.インテリア材

(20)については、申込者は、分離・分別の仕方およびリサイクルの可否について説明する書類を提出すること。

I.左官材・塗装材

(21)については、別紙の付属証明書に使用の有無を記載し、使用している場合はその薬剤に関するMSDS（製品安全データシート）を提出すること。

(22)については、使用していないことを申込者が記載し、溶剤のMSDSを提出すること。

(23)については、顔料のMSDSを提出すること。

(24)については、製造時に発泡剤を使用しないことの自己証明書、または、発泡剤を使用している場合は、その物質名および使用量を記載した書類を提出すること。

(25)については、回収システムを有することが分かる文書（カタログなど）を提出すること。

J.ルーフィング材

(26)については、製品供給者および原材料供給者による証明書、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。

K.断熱材・吸音材料

(27)については、製造時に発泡剤を使用しないことの自己証明書、または、発泡剤を使用している場合は、その物質名および使用量を記載した書類を提出すること。

(28)については、製造時にアスベストを含まないことを自己証明書を提出すること。

(29)については、分離・分別が容易であることがわかる設計書や説明書を提出すること。

L.セメント

(30)については、申込者は、リサイクルの可否について説明する書類を提出すること。

M.その他の建材

(31)については、20年以上使用できることを示す書類（設計書・説明書など）もしくは使用実績などがわかる書類を提出すること。

(32)については、申込者は、分離・分別の仕方およびリサイクルの可否について説明する書類を提出すること。

5-4.「4-4.品質に関する基準」の証明方法

(33)～(35)については、JIS認定工場の写し、もしくは第三者試験機関、自社試験に

- より実施された試験結果もしくは品質管理に関する証明書を提出すること。
- (36)については、製品中の全アルカリ成分、塩化物量、三酸化硫黄の含有量の数値(%)を別紙の付属証明書に記載すること。
- (37)については、品質管理に関する証明書を提出すること。

6. その他

- (1)商品区分は、ISO、JISなどの製品機能毎でかつ、ブランド名(商品名)毎とし、色調、大小による区分は行わない。ただし、素材の異なるものについては別途申込をすること。

その他の建材については、用途別および素材別とする。

- (2)マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、左揃えの二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生材料を使用」(未利用材料を使用の場合、「未利用材料を使用」、両方使用の場合には、「再・未利用材料を使用」)、二段目に「再生材料の名称(複数の場合、多い順に上位2種まで)・ %」と記載すること。

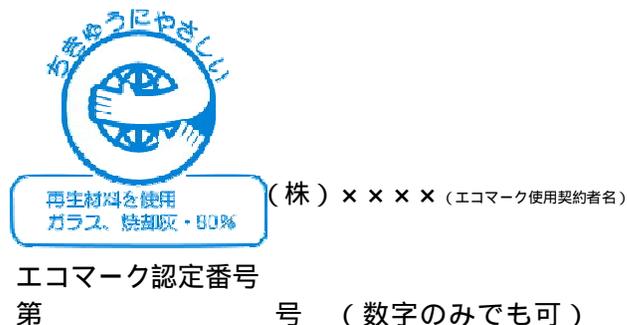
%は製品全体に占める再生材料の合計の数値を記載すること(小数点以下切り捨て)。

上記6.(2)の同一商品区分内で製品全体に占める再生材料の合計の数値が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること。

以下に、一例を示す。

- (3)環境情報表示の二段目に表示する材質名は、別表1の再生材料名に従うこととするが、製品に使用している再生材料が別表に記載のない場合には、材質名の表記をエコマーク事務局に確認し記載すること。
- (4)環境情報表示の二段目に記載する再生材料の材質名について、上位の再生材料が同量で複数存在する場合には、その内の材質名を任意に2種類記載すること。
- なお、エコマーク商品類型 No.22「使用済タイヤ・チューブの再生品」、No.65「石炭灰(フライアッシュ)を利用した建材」、No.115「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」、またはNo.124「ガラス製品Version1」の認定商品であって、2005年4月1日以降に本商品類型で使用契約を締結する認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

[ガラスと焼却灰を使用した製品]の例



- (5)エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第7条」に従い、使用すること。
- (6)申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プ

ラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合には、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。（「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定）。

なお、本商品類型における「難燃剤」に関しては、建築基準法および関連法規で定める難燃材料、準不燃材料または不燃材料で、国土交通大臣が定めたものまたは国土交通大臣が認定したものに限り、その使用を認めることとする。具体的には、国土交通大臣の指定または認定の写しを添付すること。ただし、PBB（多臭化ビフェニール）、PBDE（多臭化ジフェニルエーテル）または短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上）の難燃剤を含まないこと。

2002年	4月20日	制定	
2002年	6月6日	改定	（難燃剤などを追加）
2002年	12月18日	改定	（4-2.(15)、5-2.(15)）
2003年	11月28日	改定	（6.(1)）
2003年	12月26日	改定	（エコマーク使用方法）
2004年	4月8日	改定	（4-2.(14)）
2004年	7月1日	改定	（下段表示の取扱いについて）
2004年	8月18日	改定	（4-1.(2)、4-2）
2004年	11月1日	改定	（有効期限の設定）
2006年	3月15日	改定	（有効期限の延長）
2006年	10月19日	改定	（下段表示の取扱い修正、有効期限延長）
2009年	5月31日	有効期限	

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または本商品類型の廃止を行うものとする。

別表 1 「再生材料の基準配合量」(重量%)

再生材料名	左記の基準配合量
プラスチック	50
ゴム	100
木材	100
紙(インテリアを除く)	100
紙(インテリア)	50
稲わら	100
陶磁器屑 焼却灰、汚泥類	100
高炉スラグ	100
鉄鋼スラグ	100
石炭灰	100
石膏(脱硫石膏も含む)	100
グラスウール	100
ロックウール	100
ガラス	100
アスファルト	100

注1) 表中のいずれかの再生材料区分に属するが、具体的に廃棄物などとして名前が挙がっていないものについては、エコマーク審査委員会において、本商品類型の「再生材料の定義」に合致すると判断されたものについて、追加認定するものとする。

注2) 鉱業・採石廃土類(採石、窯業廃土、微少珪砂など)は再生材料としてカウントしない。

添付資料 1

No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」より、

「4．認定基準（該当する項目の抜粋）」

(3)製品は法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物などを処方構成成分として含まないこと。

プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会など^{注)}の各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。

ただし、難燃剤を使用する製品は、(財)日本防災協会の認定を受けた「防災物品」または「防災製品」であって、且つ難燃剤としてPBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上）を含まないこと。フタル酸エステル系の可塑剤は、子供が直接口にする可能性のある製品には含まないこと。

また、鉛（Pb）系、カドミウム（Cd）系および水質保全に関する要調査項目に挙がっているトリブチルスズ化合物（TBT）、トリフェニルスズ化合物（TPT）などの有機スズ（Sn）化合物系の安定剤または滑剤を含まないこと。

プラスチック色材として、商品類型No.104「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維品」（次ページ「添付資料3」No.105「再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品」と同じ）No.105における「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」など、別表4に示す環境に関する基準第(3)項および「染料」や「蛍光増白剤」の使用に関する同第(4)項、第(5)項に適合すること。また、重金属類の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会^{注)}の「色材の規格基準」に適合すること。

(4)製品は国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質（別表3：POPs）を含まないこと、また使用・廃棄時にそれらの発生がないこと。

注)ただし、ポリオレフィン等衛生協議会などの協議会による証明の必要はなく、第三者試験機関の試験結果でよい。

別表2 4-2(11), (24), (27)に規定する物質

特定フロン (CFC5種)	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン (HCFC)	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
クロロジフルオロプロパン	
クロロフルオロプロパン	

別表3 国連環境計画で挙げられている残留性有機化学物質

DDT	アルドリン
ディルドリン	エンドリン
クロルデン	ヘプタクロール
ヘキサクロロベンゼン	マイレックス
トキサフェン	ポリ塩化ビフェニール類
ダイオキシン類	フラン類

別表4 1以上のアゾ基の分解によって以下のアミンの一つを生成し得るアゾ色素

4-アミノジフェニル ベンジジン 4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン 2-ナフチルアミン <i>o</i> -アミノアゾトルエン 2-アミノ-4-ニトロトルエン <i>p</i> -クロロアニリン 2,4-ジアミノアニソ - ル 4,4'-ジアミノジフェニルメタン 3,3'-ジクロロベンジジン 3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-ジメチルベンジジン 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノ ジフェニルメタン <i>p</i> -クレシジン 4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン) 4,4'-オキシジアニリン 4,4'-チオジアニリン <i>o</i> -トルイジン 2,4-トルイレンジアミン 2,4,5-トリメチルアニリン <i>o</i> - アニシジン
--	--

注) アゾ基の分解条件については「ドイツ日用品政令」を参照のこと